

令和4年(令和3年分)確定申告について

申告期間 : 2月16日(水)～3月15日(火)午前中

※3月15日(火)は午前中のみ

受付会場

◎本庁舎 本庁舎1階 大会議室（正面玄関入って右）

◎分庁舎 分庁舎1階 103会議室（エスカレータ奥）

確定申告及び住民税・国民健康保険税所得申告（町申告）の感染症の拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、以下の点にご留意いただき、ご理解とご協力をお願ひいたします。

『町申告の申告書を提出しなくて良い方』

以下のいずれかに該当される方は「町民税県民税・国民健康保険税申告書」（青い町申告書）の提出は不要です。なお、昨年度の申告状況により申告不要と思われる方には、申告書は送付いたしません。

①収入が公的年金だけの方

- ・遺族年金又は障害年金だけを受給されている方は、申告が必要です。
- ・年金額が一定以上（※）あり、生命保険料控除や医療費控除等を受けたい場合は申告が必要です（他の控除によっては、申告しても税額が変わらない場合もあります）。

※65歳以上153万円以上、65歳未満103万円以上

②税務署やインターネット、パソコン、スマートフォン等、町の申告会場以外で所得税の確定申告をされる方

③会社で年末調整を済ませており、他に所得が無い方

- ・医療費控除等の年末調整できない控除を受けたい場合は、申告が必要です。

※申告書があ手元に届いた方は例年どおり提出をお願いします。町申告のみの方は感染症対策の観点から、郵送提出にご協力を願います。

※申告書があ手元に届かない方でも前年と収入状況等が異なる方は申告の必要がある場合がございます。年金受給者の方は、左のフローチャートを参考にしてください。不明な点は役場税務課までお問い合わせください。

『感染症対策にご協力をお願いいたします』

- ・発熱、咳など体調が悪い方は来場を控えてください。
- ・ご来場の際はマスクの着用をお願いいたします。
- ・入口でのアルコール除菌・検温にご協力ください。
- ・換気を行いますので、温かい服装でご来場ください。
- ・滞在時間短縮の為、医療費控除につきましては、あらかじめ指定の様式にまとめてください。領収書の添付は必要ありません。様式が必要な場合は役場税務課までご連絡ください。なお、町ホームページにも様式を掲載予定です。
- ・郵送による申告（町申告のみ）にご協力ください。

（送付先） 〒409-2192

山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2

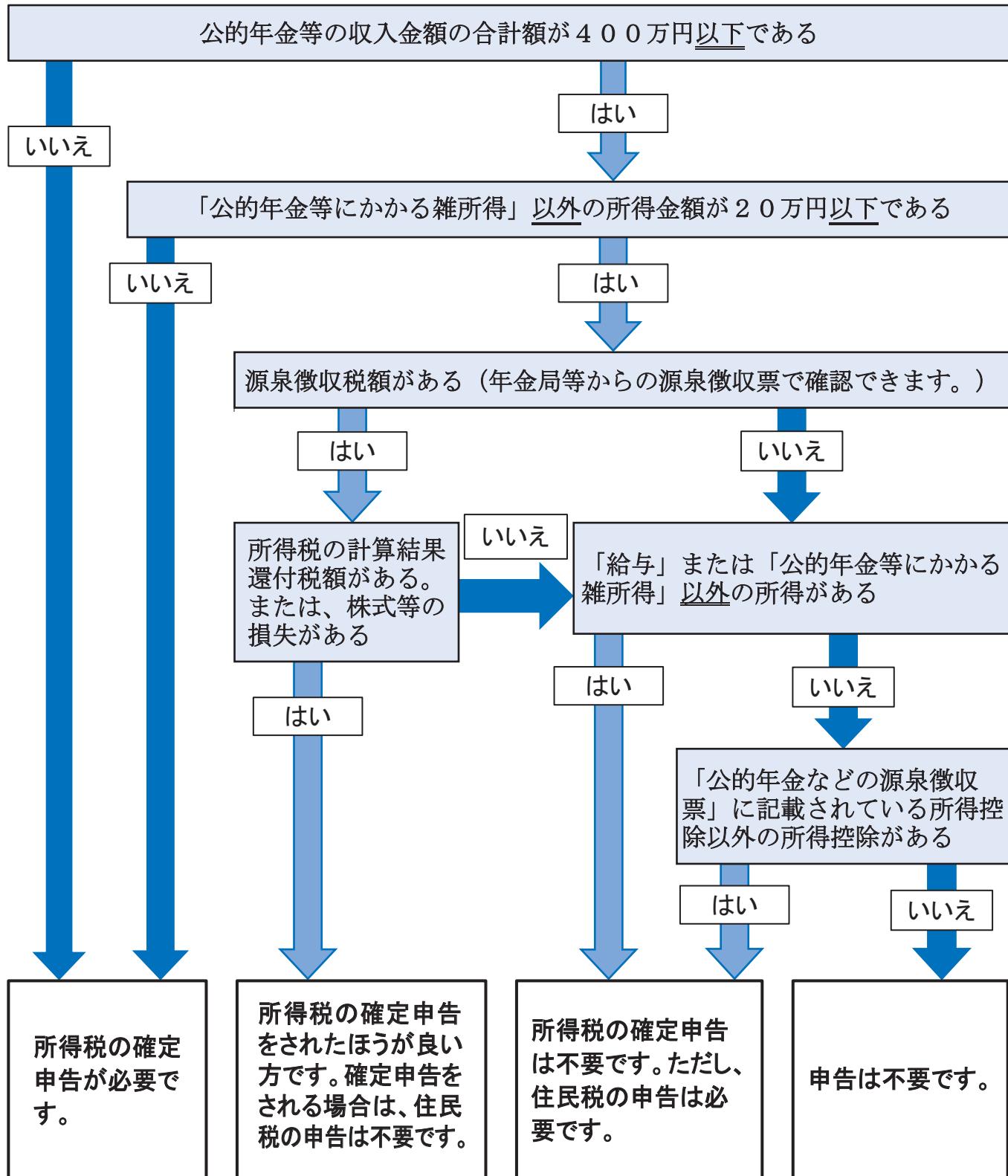
南部町役場税務課 宛

- ・体調に不安があり来場できない場合は、ご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、掲載内容と異なる形で実施する場合もあります。

ご不明な点は、役場税務課☎66-3404（直通）までお問い合わせください。

『公的年金等を受給されている方の申告フローチャート』



『来場不要の電子申告 e-Tax』

税務署及び南部町では、会場に来場しなくても、パソコン又はスマートフォンからインターネットを通じて申告手続が完了できるe-Tax（イータックス）のご利用を推奨しています。

詳しくはe-Taxホームページ（<http://www.e-Tax.nta.go.jp>）をご確認いただくか、鰍沢税務署☎0556-22-3191（代表）又は役場税務課☎66-3404（直通）までお問い合わせください。

税理士による無料申告相談

開催日	会 場	所 在 地	相談時間
2月1日(火)	市川三郷町役場本庁舎 1階大会議室	西八代郡市川三郷町市川大門1790-3	【午前の部】 10時～12時 【午後の部】 13時～16時 ※事前申込をお願いします。
2月2日(水)	南部町役場南部分庁舎 1階会議室	南巨摩郡南部町内船4473-1	
2月3日(木)	身延町総合文化会館 1階メティアルーム	南巨摩郡身延町波木井407	
2月4日(金)	富士川町役場本庁舎 1階会議室	南巨摩郡富士川町天神中條1134	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及び本人確認書類（マイナンバーカード等）の写し等をご持参ください。
- 令和3年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます（1月5日㈬から申込開始）。詳細につきましては、下記事前申込サイトを参照願います。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、ぜひオンラインによる事前申込をご利用ください（電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。）。
- 入場時に実施する検温で37.5度以上の発熱が認められる場合は、
入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、
来場を控えていただくようお願いします。

【事前申込についてのお問合せ】東京地方税理士会甲府支部 ☎055 (233) 1318

【その他のお問合せ】鰐沢税務署(個人課税部門) ☎0556 (22) 3191



年金事務所からのお知らせ

国民年金保険料の納付は、口座振替やクレジットカード等での前納が便利でお得です！

国民年金保険料は、6ヶ月・1年・2年分のいずれかでまとめて前納（前払い）することができます。口座振替を併せて申し込むと他の納付方法（納付書・クレジットカードでの前納）よりもさらに割引されます。また、口座振替やクレジットカード納付にすると、金融機関等に出向く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。

割引額について

例えば、2年分（4月～翌々年3月分）を前納する場合（令和3年度額）では、納付書で毎月払うと398,400円ですが、納付書・クレジットカードの2年前納では、383,810円（割引額14,590円）、口座振替の2年前納では、382,550円（割引額15,850円）と、さらに割引されます。

手続をご希望の方

前納の手続きには申込期限があり、令和4年4月末からの前納「2年前納（4月～翌々年3月）」・「1年前納（4月～翌年3月）」・「6ヶ月前納（4月～9月）」は令和4年2月末までです。

国民年金保険料の前納や口座振替・クレジットカード納付のお手続き方法は**竜王年金事務所（055-278-1104（直通））**へお問い合わせください。